



文化審議会著作権分科会法制度小委員会 における議論の状況について

2024年3月21日

文化庁著作権課

AIと著作権に関する論点整理について

- クリエイターの懸念の払拭、AIサービス事業者やAIサービス利用者の侵害リスクを最小化できるよう、生成AIの発展を踏まえた論点整理を行い、考え方を明らかにする

【主要論点項目】

1. 学習用データとして用いられた元の著作物と類似するAI生成物が利用される場合の著作権侵害に関する基本的な考え方

- ・ 類似性・依拠性の考え方や事例研究

2. AI（学習済みモデル）を作成するために著作物を利用する際の基本的な考え方

- ・ 「非享受目的」に該当する場合
- ・ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合

3. AI生成物が著作物と認められるための基本的な考え方

- ・ 利用者の創作意図や創作的寄与に関する考え方や事例研究

【審議会における審議状況】

○文化審議会著作権分科会法制度小委員会（第23期）

<第1回> 令和5年7月26日（水）

- ・ 論点整理について、議論

<第2回> 令和5年9月5日（火）

- ・ 生成AIについての有識者ヒアリング（マイクロソフト、岡田淳弁護士）
- ・ AIと著作権について、クリエイターや権利者団体等の意見を紹介

<第3回> 令和5年10月16日（月）

- ・ 生成AIについての有識者ヒアリング（日本新聞協会、情報通信研究機構、漫画家 うめ 小沢高広先生）
- ・ 生成AIに関する各国の対応について紹介

<第4回> 令和5年11月20日（月）

- ・ ヒアリング等を踏まえ議論の論点を整理

<第5回> 令和5年12月20日（水）

- ・ AIと著作権に関する考え方について（素案）について、議論

<第6回> 令和6年1月15日（月）

- ・ AIと著作権に関する考え方について（素案）について、議論

◆令和6年1月23日（火）～令和6年2月12日（月）

- ・ パブリックコメントの実施

<第7回> 令和6年2月29日（木）

- ・ パブリックコメントの結果公表
- ・ AIと著作権に関する考え方について（素案）について、議論

パブリックコメントの結果の概要

意見提出期間： 令和6年1月23日(火)～令和6年2月12日(月)

意見提出数： 24,938件(うち、法人・団体数：73法人・団体)

※意見提出総数は意見数であり、同一人物・団体が重複して提出しているものを含む。

意見提出団体一覧(五十音順)：

- ・ Art of Virtue
- ・ 一般社団法人アジア太平洋機械翻訳協会
- ・ 一般社団法人情報科学技術協会著作権委員会
- ・ 一般社団法人日本アニメフィルム文化連盟
- ・ 一般社団法人日本SF作家クラブ
- ・ 一般社団法人日本芸能従事者協会
- ・ 一般社団法人日本知的財産協会
- ・ 一般社団法人日本美術著作権連合
- ・ AIガバナンス協会
- ・ LLM-jp
- ・ 株式会社医学書院
- ・ 株式会社ゼンリン
- ・ 株式会社テックフラッグ
- ・ 株式会社ブレイブハーツ
- ・ 協同組合日本俳優連合
- ・ IFPI(国際レコード産業連盟)
- ・ 一般社団法人学術著作権協会
- ・ 一般社団法人新経済連盟
- ・ 一般社団法人日本印刷産業連合会
- ・ 一般社団法人日本音楽出版社協会
- ・ 一般社団法人日本雑誌協会・一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人デジタル出版者連盟
- ・ 一般社団法人日本ディープラーニング協会
- ・ 一般社団法人日本民間放送連盟
- ・ AIに関する音楽団体協議会
- ・ オンライン海賊版対策に従事している弁護士の会
- ・ 株式会社ジール
- ・ 株式会社ソリスト合唱団
- ・ 株式会社日本国際映画著作権協会
- ・ 株式会社めぐみソフト
- ・ グーグル合同会社
- ・ Asia Internet Coalition Japan
- ・ 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
- ・ 一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会
- ・ 一般社団法人日本映像ソフト協会
- ・ 一般社団法人日本音楽著作権協会
- ・ 一般社団法人日本新聞協会
- ・ 一般社団法人日本動画協会
- ・ 一般社団法人日本レコード協会
- ・ AIについて学ぶ学生の会
- ・ 株式会社Algomatic
- ・ 株式会社新潮社
- ・ 株式会社七夕研究所
- ・ 株式会社Preferred Networks
- ・ 協同組合日本脚本家連盟
- ・ クリエイターとAIの未来を考える会

意見提出団体一覧(五十音順):

- ・ 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター
- ・ 国際ゲーム開発者協会東北
- ・ CISAC(著作権協会国際連合)
- ・ ソフトバンクグループ株式会社
- ・ 日本音楽家ユニオン
- ・ 日本電信電話株式会社
- ・ 日本放送協会
- ・ ブレークモア法律事務所
- ・ Meta Platforms, Inc.
- ・ LINEヤフー株式会社
- ・ 公益社団法人日本漫画家協会
- ・ 国立研究開発法人情報通信研究機構
- ・ スtockマーク株式会社
- ・ ソフトバンク株式会社
- ・ 日本行政書士会連合会
- ・ 日本美術著作権協会
- ・ BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス
- ・ 弁護士ドットコム株式会社
- ・ 有限会社スピーコム
- ・ 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会
- ・ コンテンツ文化研究会
- ・ 生成AI基盤モデル開発事業者有志
- ・ 著作権関連法制研究者有志
- ・ 日本電気株式会社
- ・ 日本弁理士会
- ・ 富士通株式会社
- ・ Microsoft Corporation
- ・ ユニバーサルミュージック合同会社

1. 総論関係

- 現行の著作権法に関して従来よりも踏み込んだ解釈を明らかにし、権利者側に一定の配慮を示す内容としたのは、権利の適正な保護に向けて一步前進したものの。
- 社会的に望まれる生成AIとその利用について検討を続け、ガイドラインのような形で社会的合意を形成していくことが望ましい。
- 生成 AI と著作権との関係については、国際的な動向を含めて必要に応じた見直しを随時行うことに賛同する。
- 様々な懸念を解消するためには、現時点の条文の解釈論のみならず、立法論も含めた本格的な検討を早急に行う必要があると考える。
- 今般の文化庁の素案は、クリエイターの懸念を考慮に入れつつ、事業者が配慮すべきリスク管理の視点を30条の4の基本的考え方をベースにしながら敷衍しており、事業者にとって極めて有益である。
- AI 技術の開発・提供・利用段階における各論点について、著作権法上の一定の考え方を示す試みがなされたことについて歓迎する。

1. 総論関係

- AIに関わるすべての著作権者、AI事業者、AI利用者が歩み寄って、建設的かつ継続的な議論と本素案の内容の見直しを続けていくことを希望する。
- AI開発を実施する事業者の多くは、学習データの収集に当たって“robots.txt”を尊重していると認識しており、このような具体例が素案で示されることにより、“robots.txt”を尊重した運用が期待されるのは望ましいことである。
- 権利者による現行の著作権法の拡大解釈が行われ、日本のAI開発に大きな萎縮的効果が発生することを強く懸念する。
- (今後、政府においては、)ソフト・ローの運用を含めたAI学習に向けたライセンス市場の整備にも尽力されることを期待する。

2. 開発・学習段階関係

- 享受目的が併存する場合として追加的学習や RAG 等を挙げるなど、具体的な例示がなされたことにより、本素案がガイドライン的な位置づけとなり、生成 AI 利用時の指標の一助となる。
- 情報解析に活用できる形で整理したデータベースについては、現にもっぱら情報解析を目的として販売されているものにとどまらず、将来的な販売を目的としてこのような著作物の集積が行われていることが推認される場合には、権利制限の対象とはならないと考える、とされていることには賛成する。
- 「作風」の用語は多義的であり、創作的表現が共通する場合でも「作風」に含まれると考える人もいると思われることから、本素案では、表現に至らないアイデアのレベルでしか共通していないものを「作風」という用語で表現しているということを明記することで、誤解を防ぐべき。
- インプット段階で侵害物の生成抑止のための実効的な技術的手段を講じていないことで、遡って、それ以前に事業者の行ったAI学習のための複製が、享受目的であることを推認させる事情にあたると誤解されないよう留意する必要がある。

2. 開発・学習段階関係

- 作風の類似するAI生成物が大量に出力されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合については、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し、当該生成AIが開発・学習段階で行う複製等の利用行為は権利制限の対象とならないことを本素案に明記すべき。
- クローリング対策のみでは、将来のデータベース著作物の販売予定を推認することはできず、仮に推認できるとしてもこの事実単体ではその推認の程度は非常に弱いという記載をご追記いただきたい。
- 海賊版を掲載しているウェブサイトから海賊版を学習データとして収集し学習・開発を行う行為は、少なくとも海賊版であることを知りながら、又はその認識を通常有するべきであった場合には、ただし書きに該当する旨を記載するよう強く求めたい。

3. 生成・利用段階関係

- 侵害主体論を論ずるのであれば、プロンプトを決定する AI 利用者がまず一次的な責任主体であると考えらるべきことについては明確に記載がなされるべき。
- 著作権侵害を問われた AI 利用者は、AI サービスの利用規約等に当該技術的措置の記載がある事実を反証すれば責任が免れるのか、個別具体的な技術的措置が施されている事実まで求められるのか不明瞭である。
- 生成 AI に著作物等を学習させる者に対し、当該著作物等に関する情報の記録・保存と所定の手続きによる関係者への情報提供を義務付けることによって学習用データの透明性を確保することが必要である。

4. 著作物性関係

- 保護されないAIの生成部分の著作物性は否認されたとしても、保護可能な作品の部分は著作権で保護されるべき。
- 生成 AI に対する指示が「創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示(以下、詳細な指示)」であったとしても、実際に表現するのは AI であるのだから、原則 AI 生成物自体の著作物性は認めるべきではない。

5. その他論点関係

- 政府は、対価還元の動きを促す環境整備に努めてもらいたい。
- 収集可能なデータを機械的に識別できる国際的な枠組みや、適切な対価を前提としたデータ利活用促進のための標準化・プラットフォーム構築について、関係省庁連携の上、引き続き検討頂くことを希望する。
- 対価還元について。国、クリエイター、AI 関係の民間事業者、有識者等の多角的な視点をふまえ、技術による対応策も含めてクリエイターへの適切な対価還元の制度設計はぜひ検討していく必要がある。

- ① 現行の著作権制度に関する基本的な考え方や、本考え方で取りまとめられたAIと著作権に関する現行の著作権法の解釈について、文化庁として、今後、分かりやすい形で、更なる周知啓発
- ② 著作権侵害に関する判例等の蓄積や、AI関連技術の発展、諸外国における立法や検討の進展に関する情報の把握・収集
- ③ AIの開発や利用によって生じた著作権侵害や、これが疑われる事案について、相談窓口等を通じた事案の集積
<参考>
 - インターネット上の海賊版による著作権侵害対策についての相談窓口(「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」内)
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>
 - 文化芸術活動に関する法律相談窓口
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html
- ④ 生成AIやこれに関連する技術・仕組みの概要や、クリエイター等の権利者が自らの著作物等についてどのような形で利用されたい、あるいは利用されたくないと思っているのか、といった点に関する共通理解の醸成に向けた、関係当事者の間における適切なコミュニケーションの実現